

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画(第2回)

策定日 平成25年1月11日

福光農業協同組合

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できる職場を醸成させるため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日

2. 内容

目標1 子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を行う。

対策 子供が生まれる際の父親の休暇の取得促進

育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。特にこれまで取得実例がない男性職員による育児休業取得については、平成22年6月に変更された育児休業・育児短時間勤務等規程を準拠し、パパ・ママ育休プラスの取得促進を目指す。

育児休業等の制度について、取得者は当然のこと、次なるステップアップとして、取得者の周囲の理解がより一層深まるよう休業者の欠員補充として後任に人材派遣会社から人員を充てることとして更なる周知・啓発活動に工夫する。

対策 労働者が子供の看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入

看護休暇の取得促進を目指す。

目標2 働き方の見直しに資する労働条件の整備を行う。

対策 年次有給休暇取得の促進のための措置の実施。

管理職を対象にした意識改革のための会議を行う。

職員に向けて、処理時間や量を改善し、仕事のやり方を工夫し、効率的な就業時間の提案。